

◇特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 乳がん検診及び肺がん検診の精度管理に関する助言等の業務を行う者及び保健所における結核に係る健康診断等の業務を行う者の報酬の額を定めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年8月20日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)